第1章

金融担当相の要請から1年経っての動向は 総論および総会前提出の分析

はじめに

２０２６年３月期決算の有価証券報告書（以下、「有報」という）では、企業会計基準委員会（以下、「ＡＳＢＪ」という）による２０２４年年次改善プロジェクトにおいて改正された改正企業会計基準25号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、「改正包括利益会計基準」という）や改正企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」（以下、「改正法人税等会計基準」という）等が原則適用となっている。また、令和８年内閣府令５号「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、有報における人的資本の開示の拡充が図られている。

当企画において継続して分析を行っている有報の定時株主総会前の提出（以下、「総会前提出」という）について、金融担当大臣から全上場企業に対して定時株主総会前の望ましい時期（３週間前）に開示する取組みを進めるための第一歩として、定時株主総会の前日ないし数日前に提出することの要請が２０２５年３月に発出され、２０２５年３月期決算の有報について定時株主総会の前日または数日前に提出した会社が増加した。この２０２６年３月期の有報では、各社において当該取組みを一歩進め、総会前提出を行った会社がさらに増加し、また、一部の会社では一体開示を採用し、定時株主総会を７月に開催した。

さらに、２０２６年３月期決算において、世界経済における中東情勢の不安定化やトランプ政権による米国関税政策の影響を踏まえ、企業への影響について、事業等のリスクや重要な会計上の見積り等における開示を検討した会社もあったものと思われる。加えて、国内経済においても、日経平均株価の上昇、金融政策の正常化に伴う金利の上昇、円安や労務費上昇による物価上昇等により国内経済環境が変化し、２０２６年３月期決算の有報における開示内容にも影響を及ぼしているものと考えられる。

有報以外の開示では、２０２５年３月期決算から改訂後の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下、「改訂内部統制基準」という）ならびに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下、「改訂内部統制実施基準」といい、改訂内部統制基準とあわせて「改訂内部統制基準等」という）が適用されることとなり、内部統制報告書の記載内容について開示の拡充が求められていた。適用２年目である２０２６年３月期決算では、各社で内部統制報告書の記載内容の改善を検討したものと思われる。

本特集では、２０２６年３月期決算の有報を対象に、新たに原則適用となる会計基準等の開示状況の分析のほか、総会前提出に係る分析を行い、さらに、中東情勢、米国関税政策およびインフレに関連する開示状況等について分析を実施した。また、内部統制報告書の開示についても、２年目の開示動向の分析を行った。

なお、文中意見に係る部分は、筆者らの私見であることをあらかじめお断り申し上げる。

分析対象会社

本特集の分析では、３月31日決算（以下、これを指して「３月期決算」という）の上場会社（２、１７８社）や３月期決算の日本基準を適用している上場会社（以下、「上場会社（日本基準）」という）（１、９９６社）などを母